

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成23年7月20日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜

出席委員（14名）

委員長	西條栄福君	
副委員長	鈴木春光君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	小山幸七君	大瀧りう子君
	及川均君	三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者 兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
震災復興推進課長	及川明君
町民税務課長	阿部俊光君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

午後4時35分 開会

○委員長（西條栄福君） 時間前ですけれども、おそろいのようなので開会したいと思います。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出がありまして、これを許可しております。

なお、先ほど委員より先日の策定会議の内容の資料という申し出がありましたが、ただいままとめているということでございまして、後ほど担当課長よりその件について説明をさせていただきます。

本日の会議は、災害復旧状況をご報告いただくとともに、市街地、集落としての秩序ある整備、安全安心なまちづくりを進めるための土地利用計画の考え方を確認するために開会するものであります。

7月10日開催の第2回南三陸町震災復興計画策定会議では、基本理念のもと三つの目標と二つの方策により、主となる復旧・復興事業のたたき台が提起されております。また、7月8日に町民会議、7月25日から7日間にわたり町内外の各施設で地域懇談会が開催される予定

であります。

本日の特別委員会の進め方は、先ほど皆様方からご意見いただきましたように、説明をいただいて、後日質疑ということになります。

初めに、町長よりあいさつをいただいた後、被害状況及び復旧状況について前回から大きく変わっている点を中心にご説明をいただきたいと思います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、特別委員会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきますが、大震災から早4カ月が経過をいたしました。震災発生直後におきましては雪が降るということで大変な寒さに見舞われましたが、季節も移りかわりましてことしも大変暑い夏を迎えてございます。避難所あるいは仮設住宅における生活には大変ご苦労がোধりだろうというふうに存じておりますが、どうかお体には十分お気をつけいただきたいというふうに思っております。

応急仮設住宅の整備や上水道施設の復旧につきましては、ようやく一定のめどが立ってまいりました。産業基盤の復旧や今後の土地利用計画の策定にはまだその途に着いた段階であると認識をいたしておりますので、町民の皆様の生活の再建に向けてこれからも町として全力を挙げてまいりたいというふうに考えております。

本日の特別委員会におきましては、震災による被害状況及び復旧の状況等について並びに土地利用計画の考え方について、担当課長から現在の状況についてご説明を申し上げさせていただきますので、ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） それでは、初めに被害状況及び復旧状況について、各担当課長による説明をお願いします。なお、随時担当課長を指名いたしませんので、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） それでは、初めに危機管理課所管の分からご説明申し上げたいと思います。

資料の2ページをお開きいただきます。

まず、被害状況として東日本大震災の人的被害の状況につきまして一番新しい数値を計上させていただきます。全国、宮城県につきましては7月12日現在、7月18日現在ということで死者と行方不明者を記載いたしております。当町分でございますが、7月14日現在ということで死者が544名、行方不明者437名、合計で981名ということでございますけれども、この数値につきましては5月26日開催の第1回の特別委員会からの数値の移動部分を申し上

げますと、5月23日現在ということで死者が518名から今回544名ということで26名増となっております。行方不明者については逆に5月23日現在で644名ということでございましたけれども、この数値を保健福祉課のデータとあと警察署の数値と照合いたしまして、おおむね437名の概数で今のところとりまとめております。ただ、この数値につきましても今後2割程度移動する可能性があるということでございますので、若干今後の推移がもう少し考えられるところでございます。以上が被害状況でございます。

それから、今回の大震災によりまして東電の福島第一原発の事故がありまして、いわゆる空間放射線量が高くなっているということもございまして、住民の不安解消を図るためということで、県の方針によりまして県内全市町村において定点観測を始めました。役場においては7月11日から、これは毎日午前中定時にこの仮設庁舎前で計測を開始いたしております。また、保育所とか小中学校は基本的には毎月1回の測定を同じく7月11日から始めております。現在、測定から1週間ほどたっておりますけれども、基本的には人体に影響を及ぼす数値は出ておりません。数値は毎日県の方に報告いたしておりますので、宮城県のホームページ等でも公開しておりますし、町のホームページ等でも一応その数値については知らしめております。

危機管理課は以上でございます。

○町民税務課長（阿部俊光君） 3ページをお開きください。

町民税務課所掌業務について報告をいたします。

罹災証明並びに被害状況調査につきましては、数字の部分について記載のとおりでございます。前回の特別委員会の際に208世帯がまだ未申請ということでございましたが、今回98世帯が依然として未申請ということで継続調査をいたします。

真ん中付近ですが、米印で高速道路の無料通行用被災証明を記載してございます。7月6日から申請を当町でも受け付けをいたしまして、260件発行をさせていただいております。なお、この対象は今回の津波により被害のなかった方を対象にして発行しているものでございます。既に罹災・被災証明の交付を受けている方はその証明書で高速道路を使えるということでございます。

次に、税金関係でございます。

過般、申告第1回目が終わりました、その結果、条例による個人住民税が減免になった方が申告者の約半数ということで3,200人ぐらいにのぼっております。健康保険関係は8月1日から新しいものになります。それから、納税通知書の発送予定をここに記載してございますが、

8月16日の各税の納通ですべての税金の納付が発送になります。当初時期と比べまして2カ月おくれまで挽回をさせていただきます。近隣市町村では9月あるいは10月にずれ込む市町もあると聞いておりますので、当町はおかげさまで2カ月ぐらいということで復旧をしております。以上でございます。

○保健福祉課長（最知明広君） 次に、4ページ目をお開きください。

保健福祉課の支援金・義援金の状況についてご説明をいたします。

まず1点目、支援金・義援金の状況でございますが、生活再生支援金の申請の受け付けは下記のとおり3,058件となっております。なお、加算支援金、いわゆる基礎支援金にプラスしてお支払いする分の申請件数につきましては176件となっております。なお、支給につきましては6月24日から順次実施をされております。

次に、義援金についてご説明いたします。

義援金につきましては下記のとおりとなっております。下の米印にございますが、町に直接寄せられた災害義援金については、先般の7月18日に開催されました義援金の配分委員会において二次配分が決定されておりますのでご説明をいたしますと、二次で配分された分につきましては孤児1人当たり40万円、孤児1人当たり40万円です。それから、遺児一世帯当たり20万円となっております。そのほかに一次配分の上乗せとして、人的被害、死亡、行方不明者につきましては1人当たり4万円、1人当たり4万円。住家の被害でございますが、全壊が一世帯当たり4万円、大規模半壊・半壊が2万円となっております。

次に、災害弔慰金の遺族の申し立ての状況でございますが、7月15日現在で744件となっております。

それから、災害援護資金の貸付金でございますが、14件というようなことになっておりますのでご報告いたします。以上です。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 5ページをお開きください。

環境対策課の分でございますが、まず火葬の状況でございますが、6月30日現在で508件となっております。うち身元不明者の方が137件で、前回より8件の増となっております。

それから、廃棄物の関係ですけれども、し尿処理及びごみ処理につきましては前回と変更ございません。

(3)の消毒でございますが、各行政区等への貸し出しのほかに7月から臨時職員を2名雇用いたしまして、職員による消毒業務を随時行っております。また、7月12日から、今月ですが22日まで、北海道の鹿追町さんから支援事業による、特に浜地区の仮置き場等の消毒業務、

これを今行っております。

それから、次のページになりますけれども、井戸水の水質検査でございます。6月10日現在、これが最終ということになります。実施件数が351件、うち飲料水としての適合と認められたのが165件、不適合が186件ということでございました。以上でございます。

○建設課長（西城 彰君） それでは7ページをお開きください。

建設課の関連をお話しします。

仮設住宅の建設の状況でございますけれども、7月14日現在で58団地2,161戸でございます。そのうち完成しているのが1,472戸でございます。民間賃貸住宅につきましては375戸でございます。

それから、2番目の今後の見通しでございますけれども、現在1,910世帯から申し込みがございまして、そのうち8月中旬、お盆までに入居させる見込みが2,163、既に入っている人もいますけれども、それから福祉仮設、これはグループホーム的な福祉仮設、これは山の神平に建てるんですが、これは8月下旬になる見込み、28戸、18戸が福祉仮設で10戸が一般の仮設住宅になります。

それから、3番目の建築の安全性の確認でございますが、最後の方に住宅の応急修理制度、これは52万まで補助がありますけれども、53件実施をいたしました。以上です。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、次の8ページをお開きください。

上下水道事業所の上水道施設の復旧状況についてご報告いたします。

1番の給水状況といたしましては、19日現在車両給水車9台で歌津、戸倉地区を中心に約50カ所において給水車で給水を実施しているところでございます。

それから、2番の復旧状況でございますが、おかげさまをもちまして田尻畑、小森畑の水源を使用いたしまして現在、全体で通水率が98%、その中で飲料水復旧が65%、生活用水が33%となっております。

戸倉地区におきましては、以前の戸倉浄水場を復旧いたしまして、この18日までに神割崎キャンプ場まで通水をいたしております。北側につきましては戸倉中学校手前まで仮通水をしているところでございます。

歌津地区におきましては塩分を除去する装置を設置中でございますが、先日東北電力さんが参りまして、仮変電所の電力需要が増大しまして15日の送電ができなくなった旨、事務所の方へ参りましてお話がありまして、24日の週に何とか送電するような方向にしたいということで、だから7月中の歌津地区の飲料水はちょっと難しいかなと思っておりますが、この間水質

検査いたしまして、7月14日では伊里前水源基準値の200を124ということで飲料に適しておりますが、このように台風とか雨が降った場合また上がるのかなと思ひまして、まだ今は生活用水ということで出しております。以上でございます。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、9ページをお開き願ひたいと思ひます。

産業振興課にかかる農業関係の分をご説明申し上げます。

J A南三陸の復興対策プロジェクト会議におきまして、農業生産対策交付金事業に係る申請事務を進めておるところでございます。それから、耕作放棄地の実証圃による事業につきまして1カ所が採択になっております。それから、災害復旧に向けまして土壌調査、塩分調査を行っているところでございます。

稲ワラに関する牛の肥育牛の関係が昨今報道されておりますけれども、実態のところをちょっとご説明申し上げたいと思ひます。当町南三陸町は19日に肥育牛の出荷を予定しておりました。昨日ですね。結果的にはそれは取りやめたんですけれども、宮城県内全体のことにつきまして、J A登米地域が7月の15、先週の金曜日ですね、これの出荷を自粛したということですので。翌日の7月16日土曜日、これは南三陸町を除くJ A全県下で出荷を自粛したというふうなことです。南三陸町につきましては個人のワラとかワラの集荷、それから使用の状況を調査いたしまして、安全性の確認はとれたんですけれども、ただこの風評被害による価格の暴落というふうなことがありますので、この辺でちょっと出荷しても採算がとれないような状況なので、今回は19日の段階で出荷を見送ったというふうなことです。需要と供給のバランスがございますので、需要の方が回復すればいつでも出荷できる体制にあるというふうなことで報告とさせていただきます。

○産業振興課長（佐藤 通君） 続きまして、同じページの水産業関係からご説明申し上げます。

まず、水産業関係でございますが、仮設魚市場の設計を委託しまして、工法ですとかあるいは建設費の算出を行っております。

それから、船がかなり被害を受けまして、それからそれを直すために造船場が必要なんですけれども造船場も被害を受けましたので、造船場用地を県管理の漁港用地を借り受けまして、そこで造船場の2社とそれから鉄工場2社が協同で事業を行うような環境整備をいたしました。

それから、沿岸の環境把握のための調査を行っております。その結果でございますけれども、海藻の被害状況でございますが、いわゆるアラメの部分は内湾の方は50%ぐらいちぎり取

られております。外海に面しましてはおおむね20%ぐらいがちぎり取られているというような状況でございまして、それからウニが余り多く見られませんでした。小さなウニです。これは津波によって流されたのではなかろうかと考えております。アワビに関しましては明確なデータがとれませんでした。

それから、魚介物に関しての放射能の関係調査でございしますが、これは宮城県が行っておりまして、当町に関するものについては水ダコ、それからマダラ、ツブ、それからスルメイカに関しまして、漁協の方から提出されたサンプルを調査いたしました結果、放射能は検出されませんでした。今のところは安全だということでございます。

それから、商工業関係でございしますが、かなり商店とかあるいは加工場も被害を受けまして、災害復旧の関係で中小企業基盤整備機構というところが仮設の店舗ですとかあるいは加工場、工場を建設してくれるという制度がありまして、これは実は市町村の土地につくらなきゃならない、それをかわせるということなんです。当町の場合沼田地区に仮設工場と事務所をつくる中小企業基盤整備機構との契約を7月12日に締結いたしまして、少なくとも200平米の建物を建設するということが可能になりました。

それから、7月からですけれども、無料職業紹介センターと消費生活相談所を開設いたしております。

それから、震災対応の雇用対策といたしまして、この間の議会でも承認いただきましたが、合計で6億7,000万ほどの緊急雇用事業を創出しております。主なところは以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 次に、土地利用計画の考え方についての説明を担当課長よりお願いいたします。

○震災復興推進課長（及川 明君） それでは、資料はA3のカラー版の資料になります。

7月10日の第2回の策定会議の状況につきましては、現在まだ議事録等整理調製中ですので今回お出しできませんが、次回はお出ししたいというふうに思っております。

それでは、簡単に説明させていただきます。

まず最初に1ページになりますが、防災・減災の考え方ということでご説明させていただきます。

これまでは、伊里前地区、志津川地区を例に取りまして平面的な土地利用の考え方についてご意見を伺ってきておりました。今回は、津波の高さに対する防潮施設整備、土地利用、交通体系、公共施設等の考え方について整理するためお示ししたものです。

まず、左側になりますレベル1の津波防護レベルについてでございますが、国の中央防災会議におきましては、頻度の高い津波対策という表現といたしまして、一定程度の津波高さに対しては海岸保全施設等の整備を引き続き進めることということにしております。本町の場合は、高い確率で発生が予想されております宮城県沖地震の津波高さのレベルであります、おおむね7メートルの高さで今後防潮施設等を整備していくものと考えております。このレベルでの津波に関しましては、海岸保全施設等により交通施設、公共施設などの一定の財産、そして生命は守るという考え方でございまして、先般開催されました策定会議におきましても国の考え方も同様であろうということで意見をいただいているところでございます。

次に、レベル2の津波減災レベルでございますが、今回のような最大クラスの津波高さの津波に対する対応の考え方というふうにいわれております。このクラスの津波になりますと、海岸保全施設で防ぐということは経済的にも現実的にも非常に無理がございまして、土地利用や避難路、避難塔や適切な情報伝達手段の整備を初め、さまざまなソフト施策を組み合わせながら総合的な対策を講じる必要があると考えております。

特に居住地につきましては、高台移転を基本としながら集落の孤立を防ぐための対策や、国道、JRにつきましては被害の拡大を防ぐような配置を関係各所に要請しながら、公共施設の高台配置も含めて考えていきたいというふうに思っております。

なお、完全に高台に住すべきと考えるか、条件付で認めるべきかという論点を策定会議でもお示しご意見を伺っておりますが、近いうちに国土交通省におきまして、予想される津波に対して工場、企業の立地条件を指定したり居住高さの条件を指定する津波防災まちづくり法という法の制定が行われる方針になっているようで、今後のその動向を注意しながら整理していきたいというふうに思っております。

次に、2ページ目になります。集落の高台移転に対する考え方についてです。

2ページ目の左側には、参考までに今回の沿岸部の集落の概況につきまして表で示しております。

次に、集落の復興に向けてということですが、安心して暮らし続けるまちづくりという基本的な考え方につきましては、基本方針でもお示ししたとおりでございます。命を守る土地利用への転換ということで、住まいの高台移転を進めていくという考え方でございます。高台移転の課題につきましては、この2ページの右下の表に記載しておりますが、産業復興のあり方のほか、最大の課題でもございます財源の確保、それと策定会議においてもご指摘を受けましたが、自然景観との調和ある開発、そして住民の合意形成、これらが大きな課題とい

うことになっております。

そのほか、3ページ以降になりますが、集落の高台移転に伴います配置についても大きな課題となっております。3ページでは集落の移転のパターンとして三つのパターンをお示ししておりますが、4ページから6ページまでを比較しながら見ていただければというふうに思います。

最初に、個別の集落ごとに移転するパターンということでAというパターンをお示しておりますが、これにつきましては、これまでのコミュニティーを継続することでは個別に移転するという適当な選択であるというふうな考えもございしますが、実際に整備する上では土地の問題、造成費、それと公共的な施設整備の経済面におきまして課題があるかと思っております。

次に、集約した形での移転ということで、極端な例ですがBとして仮に旧小学校単位区で移転を計画した場合、造成費や公共的な施設整備についての集中投資が図られるというメリット面もございしますが、その一方でコミュニティーの形成や漁港まで遠くなるなど暮らしの視点での課題が生じるものと推測されます。

より現実的な考え方といたしましては、C案としてお示しておりますが、6ページをごらんいただければと思います。この図はあくまでもイメージでございまして、今後來週から開催されます地域懇談会などで住民の意見を伺いながら、集落の集約という部分についても合意形成が図れるかどうか検討した上で成案化していきたいというふうに考えております。この図では、先ほど2ページでお示した集落の被害の状況これを考慮して、被害の大きかった集落については複数の集落で集約をと、被害の比較的少ない集落は残存した地区との既存コミュニティーの維持に配慮した考えとして配置をイメージとしてお示しております。いずれにしても、2種漁港、1種漁港の拠点漁港としての位置づけも考慮した上で、町民の意見も伺いながら調整してまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきますが、第2回の策定会議での資料につきましては、きょうお示しはしておりませんが、この部分の一部と復興計画そのもののイメージがわかるものを出してほしいという意見がございましたので、復興計画のイメージとして案を出させていただいております。議論の中心はこの土地利用計画と、それと柱でございます「なりわいとにぎわいのあるまちづくり」ということとでございます。その部分については改めて議論の委員の発言状況をお示ししたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 当局からの説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会し、改めて本日の議事を継続することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会し、日程につきましては議長、正副委員長にご一任をいただき、本日の議事を継続したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らわせていただきます。

本日は大変長時間にわたりましてご苦労さまでございました。

これで会議を閉じます。

午後 5 時 0 7 分 閉会